

## 味の素グループにおける移住労働者の採用関連費用の考え方

味の素グループ※1は移住労働者※2の雇用に関して、「人権尊重に関するグループポリシー」、「人財に関するグループポリシー」、また「ダッカ原則」、国際労働機関（ILO）等の国際人権基準に基づき下記のように推進していきます。なお、味の素グループのサプライヤー、取引先に対しても同様の対応を働きかけてまいります。

1. 味の素グループは移住労働者の採用決定後に発生する就労に必要な採用関連費用を負担します。
2. 味の素グループは移住労働者の雇用に関わる如何なるステークホルダー（人材斡旋業者・派遣業者等）に対しても、採用決定後に発生する就労に必要な採用関連費用を徴収しないことを求めます。既に労働者本人から徴収していた場合には当該ステークホルダーに労働者本人への費用の払戻しと再発防止を求めます。

※1 本書面の適用範囲は日本国内の味の素グループ法人とする

※2 移住労働者とは国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者のこと（出典：「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」第2条より）

以上